

三原市と広島労働局の雇用対策協定について

雇用対策協定により、三原市長と広島労働局長が、地域の雇用対策に係る課題に対する共通の認識を持ち、連携基盤の構築・強化を図るもの。事業内容として連携策をパッケージ化し、年度ごとの事業計画に基づくPDCAにより地域の雇用対策の取組を推進することで、双方の強みを生かした効果的な業務運営と発信力の強化を図ります。

➤ 個々に連携している業務を体系的に整理、パッケージ化。対象者、組織間で重複している業務の整理を実施し、より効果的・効率的な業務運営を図ります。

➤ 市、労働局、ハローワークの幹部職員で構成する運営協議会とその下に双方の担当者によるワーキンググループを設置し、原則年1回以上開催することで、国・自治体間の相互の情報・意見の交換や、定期的な業務の推進と改善を図ります。

「三原市雇用対策協定」で推進する事業内容等

連携体制の強化による総合的な雇用対策の推進

若者への就職支援、女性の活躍促進に向けた取組

高年齢者、障害者、外国人等に対する就職支援

生活困窮者等の社会的自立に向けた就労支援

UIJターン就職の促進

人材確保等に向けた取組

雇用変動・雇用調整等に対する支援

その他 三原市及び広島労働局が必要と認める事業

パッケージ化

連携体制の体系化

●連携施策に関し、統一的・一元的な管理が可能

●市長・労働局長が相互に必要なに応じて要請し誠実に対応

運営協議会（原則年1回）

ワーキンググループ

業務担当者レベルの打合せ

業務担当者レベルの打合せ

➤ 三原市長・広島労働局長との雇用対策協定に基づき、それぞれが取り組む事業を明確化して、地域の雇用対策への積極的な姿勢を発信し、連携して雇用対策の推進を図ります。

* 「三原市雇用対策協定」は労働施策総合推進法に基づく雇用対策協定です。